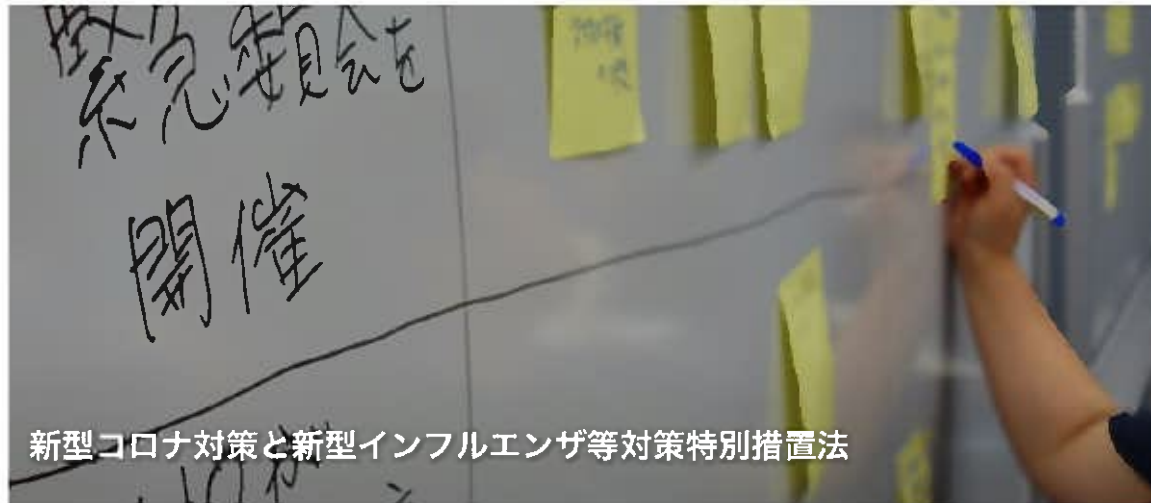


新型コロナウイルス対策： 特別措置法（特措法）と 緊急事態宣言・緊急事態措置

国立保健医療科学院

健康危機管理研究部長

齋藤 智也

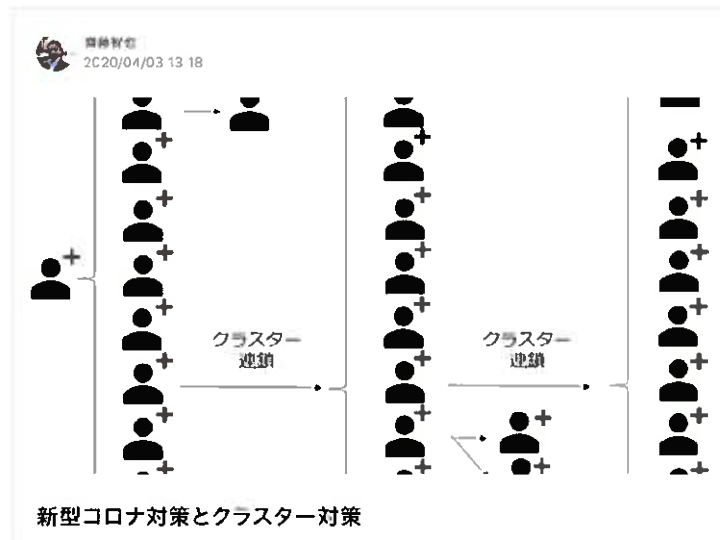


新型コロナ対策と新型インフルエンザ等対策特別措置法

10記事

並び替え・削除

確定



新型コロナ対策と新型インフルエンザ等対策特別措置法

齊藤智也

新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型コロナウイルス感染症もこの法律の対象疾患に位置づけられました。また、本日政府対策本部が設置されたことで、この法律に基づく対策が実施可能になります。この特措法の仕組みについて、主に保健関係者を想定して解説します。

ハッシュタグ

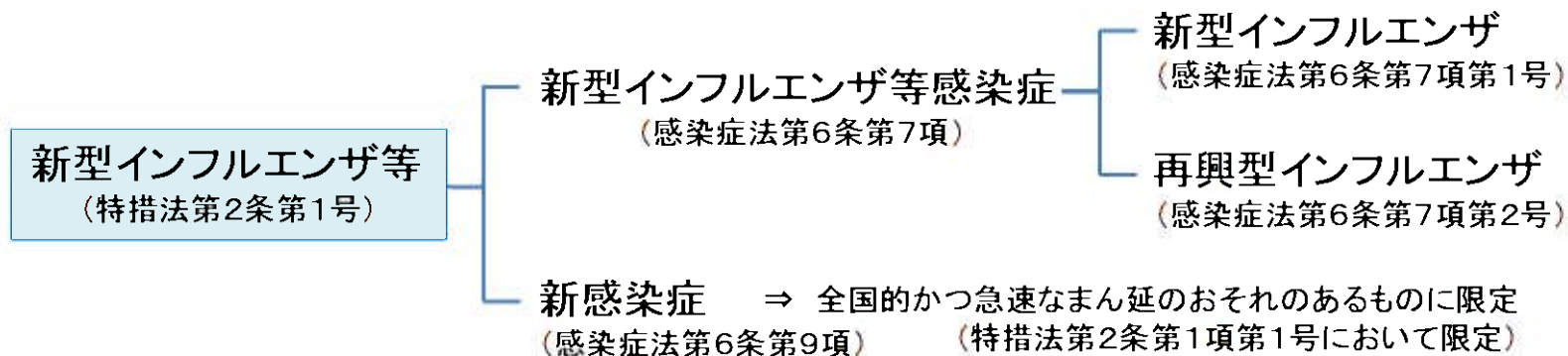
新型コロナウイルス対策(10)

新型インフルエンザ等対策特別措置法(6)

新型コロナ(8)

新型コロナウイルス(7)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾患



**「新型インフルエンザ等」に期間限定(施行日(令和2年3月14日)
～令和3年1月31日まで)で「新型コロナウイルス感染症」が加わった。**

(附則第一条の二 新型コロナウイルス感染症に関する特例)

- 新型インフルエンザとは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- 再興型インフルエンザとは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- 新感染症とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

動き出した特措法

- 特措法が動き出すのは、
 - 第14条に基づき、厚労大臣が内閣総理大臣に対し発生状況等を報告し
 - 第15条に基づき、政府対策本部が設置されたとき
 - 新型コロナウイルス感染症については、「そのまん延のおそれが高いと認めるとき」とされている。
 - 3月26日に厚労大臣より内閣総理大臣に報告、政府対策本部が設置された
 - = 特措法に基づく措置が取れるようになった
-

何のためにつくられたのか

新型インフルエンザ等対策特別措置法 の意義

特措法の要点

既存の法律を補完して

- 新型インフルエンザ等を**国家の危機**として捉え、政府一体となって事前準備と対応を行う
 - 社会全体にわたる総合的な対策
 - 国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化
- 感染症対策の観点からは、まん延防止対策として**社会的隔離**を行えることが特徴的
社会的隔離 = (感染者を個別に隔離するのではなく) 社会全体での人の接触機会を減らし感染症のまん延を低減しようとする対策

感染症法の限界

- **感染症法**

- 感染者または汚染された施設等に着目した
医療的・公衆衛生的な感染源対策を規定
- 入院措置等では感染が収まらず、疫学的関係性が
特定できない状況では、更なるまん延を食い止める
ことは困難。

【特措法関連】 新型インフルエンザ等対策

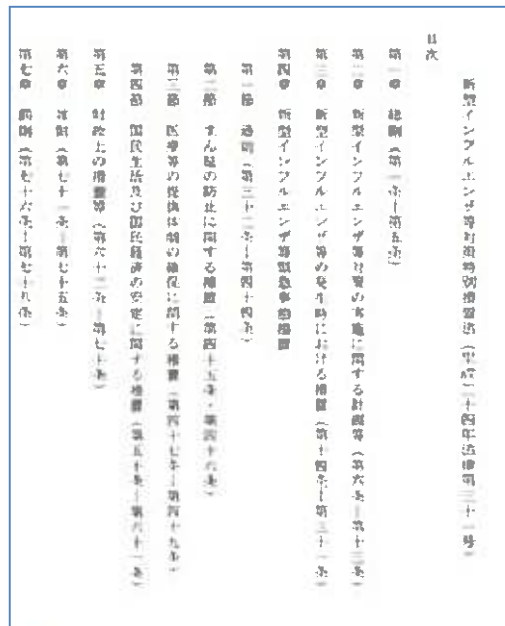
新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ・新感染症)発生時には、**特措法・政府行動計画・ガイドラインに基づき対応***する必要がある。



*特措法・政府行動計画等は、対策の選択肢を示すものであり、記載された措置等がすべて実施されるわけではないことに留意

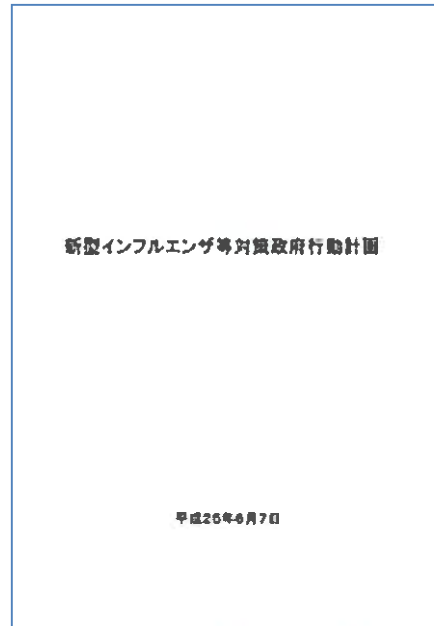
これらの概要を理解した上で、対策を立案・実行する必要がある。

特措法



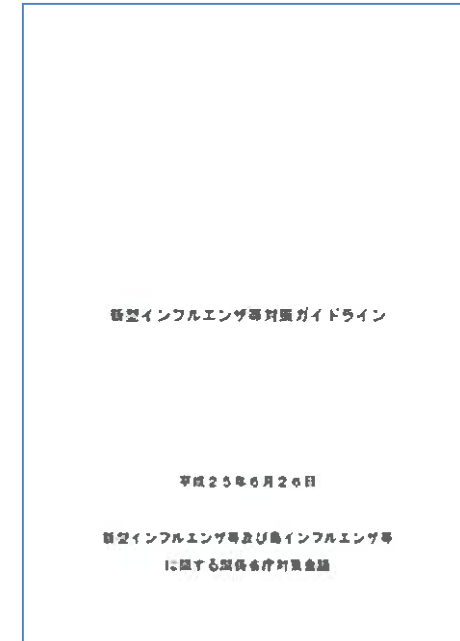
既存法を超える特別措置を規定したもの
→特措法のみで対策を行うわけではない

政府行動計画



「総論」「各論(各発生段階における対策)」の2部構成

ガイドライン



政府行動計画を踏まえ、各種対策の具体的な内容が記載されている

内閣官房 新型インフルエンザ等対策のホームページを参照
<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

基本的対処方針が重要

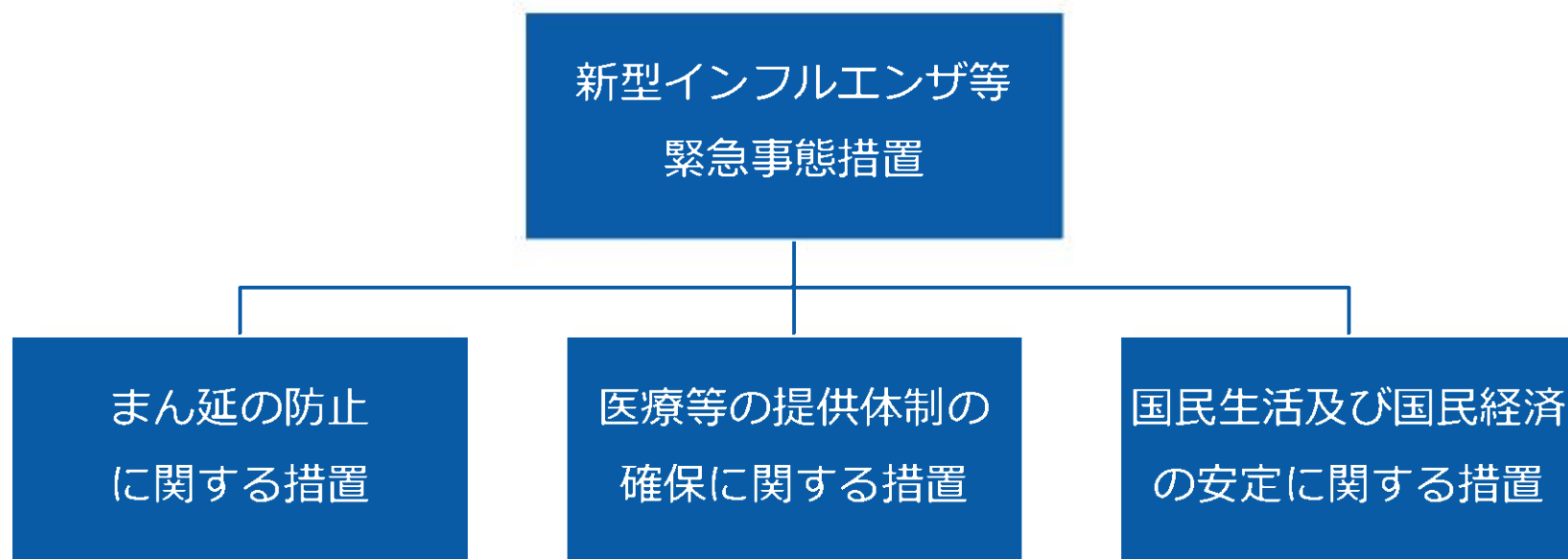
- 次に掲げる事項を定める
 - 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
 - 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
 - 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
 - 対策本部設置や緊急事態宣言を行うなど、大きく戦略が変化する際に出す
 - 政府行動計画から実施する内容を具体的に示すもの
-

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

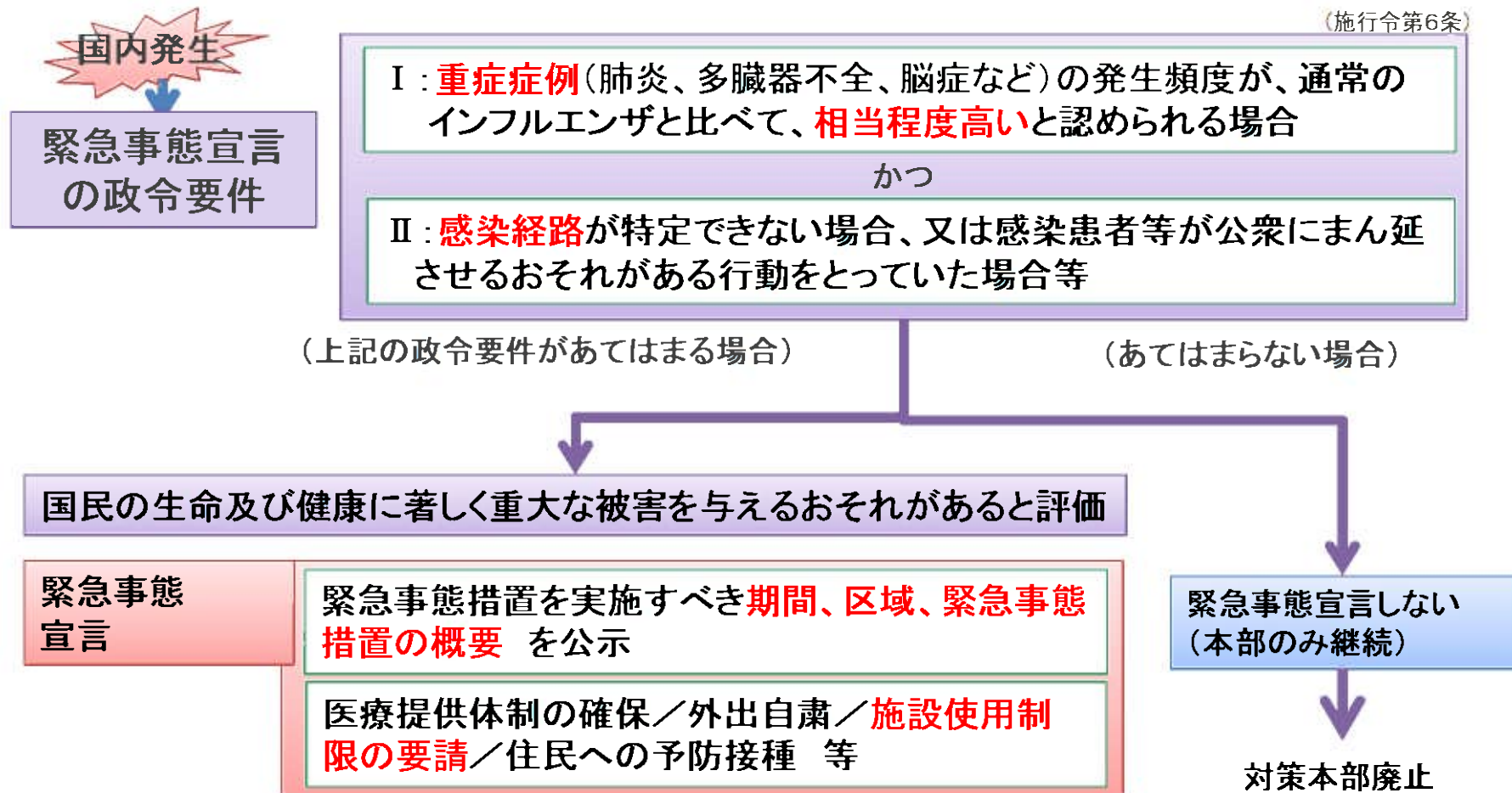
第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置：

新型インフルエンザ等緊急事態宣言下で、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置



緊急事態宣言の要件

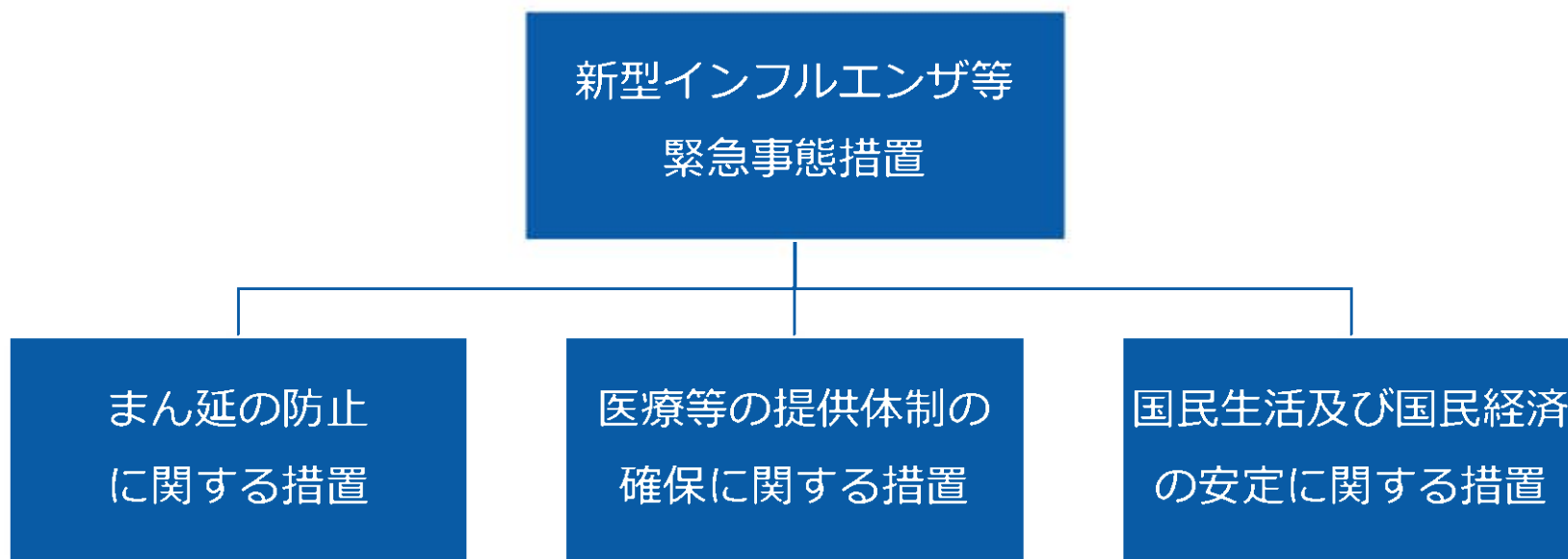


緊急事態宣言とは

- 「緊急事態措置を講じなければ医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである（行動計画p.52）」
 - 政府対策本部長（総理）が宣言し、地域と期間、実施する緊急事態措置措置を指定。基本的対処方針を出す。
 - 都道府県対策本部長（知事）が緊急事態措置を実施。
-

緊急事態宣言で変わること①

- 「緊急事態措置」を取れる



緊急事態宣言で変わること①

緊急事態措置(まん延防止対策)

• 対策本部設置後

- 都道府県対策本部長の権限 (第24条)
 - 公私の団体または個人に対し、その区域に係る新型インフル等対策の実施に関し **必要な協力の要請をすることができる**
 - 広報活動等への協力要請
 - 文化祭等のイベントの延期や施設の使用を極力制限することなど

• 緊急事態宣言後

- 不要不急の外出自粛要請 (第45条)
- 学校、興行場等の使用制限等の要請等 (第45条第2項・第3項)

• 違い

- 緊急事態宣言後、第45条では地域や場所を特定して要請できる
- 要請に応じない場合は指示ができる (第45条第2項・第3項)
- 要請・指示を行なった場合はその旨を公表

緊急事態宣言 = 都市封鎖ではない

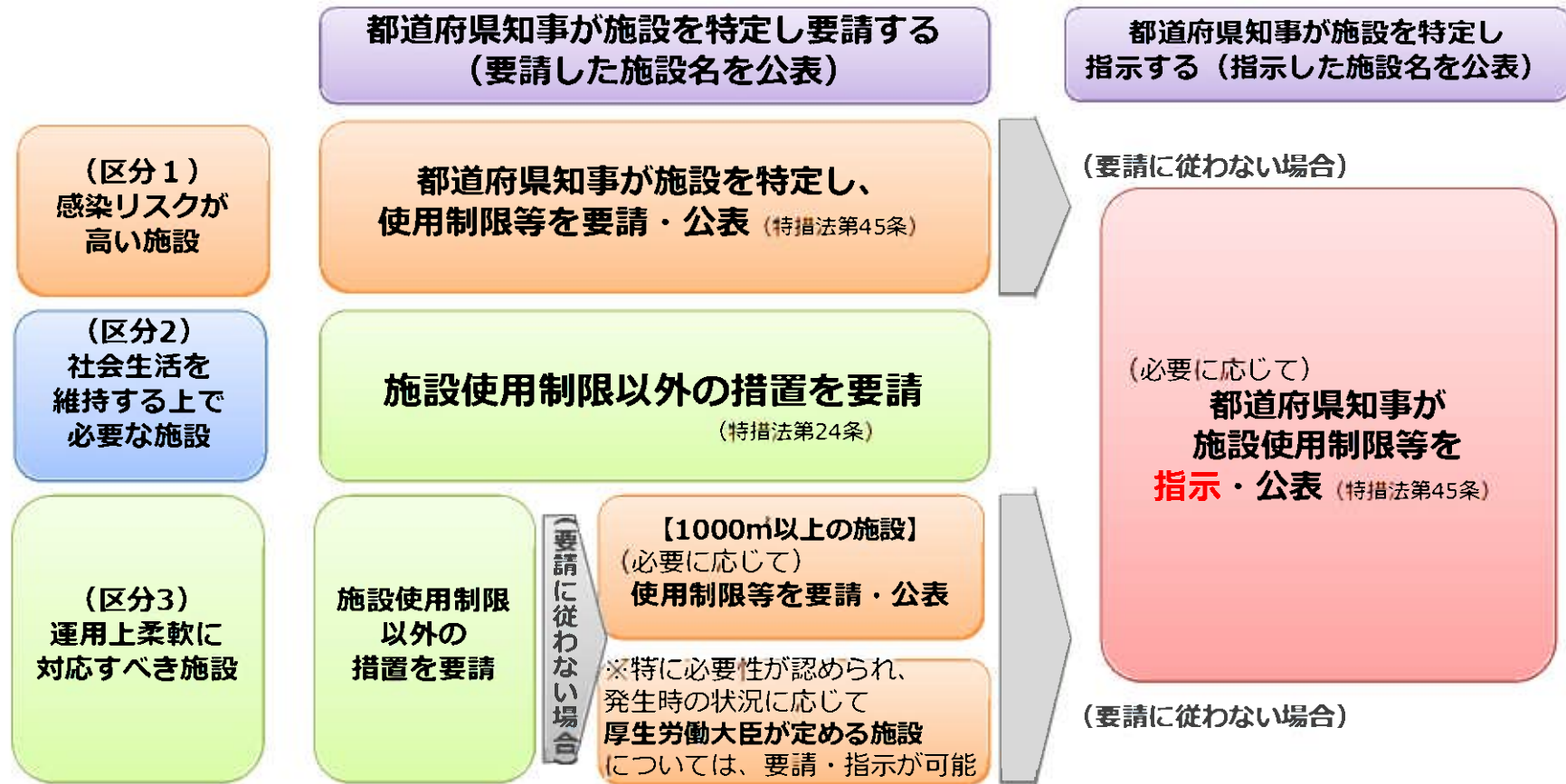
不要不急の外出自粛の要請

- 住民に対し、期間と区域を定めて、**生活の維持に必要な場合**を除きみだりに外出しないことその他の感染防止に必要な協力を要請することができる。
 - 医療機関への通院
 - 食料の買い出し
 - 職場への出勤など
 - 期間と地域は都道府県知事が地域の状況を踏まえて決定
 - 罰則はないが、国民は新型インフルエンザ等対策に協力する努力義務
-

施設使用制限の運用

- 施設使用制限は、感染リスク、社会生活の維持の観点から踏まえ、適切に対応する。以下のように、**まず要請を行い、要請に従わない場合に指示**する、という慎重な運用が想定される。

※ 施設名の公表は罰則的意味ではなく、施設が閉鎖することを国民に周知し、生活の混乱を防ぐことを目的としている。



第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第二節 まん延の防止に関する措置

感染を防止するための協力要請等（第45条）

施設使用制限・停止以外の措置（政令第12条）

- ・ 感染の防止のための入場者の整理
 - ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
 - ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
 - ・ 施設の消毒
 - ・ 咳エチケットの徹底
 - ・ マスクの着用等の感染防止策の周知
 - ・ **その他必要な措置として厚労大臣が定めて公示するもの**
-

緊急事態宣言で変わること①

緊急事態措置

- 医療等の提供体制の確保
 - **臨時の医療施設の設置**
 - 国民生活及び国民経済の安定
 - 物資・資材の供給、電気・ガス・水の安定供給、運送・通信・郵便の確保、緊急物資の運送、物資の売り渡しの要請
 - 埋葬・火葬の特例
-

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

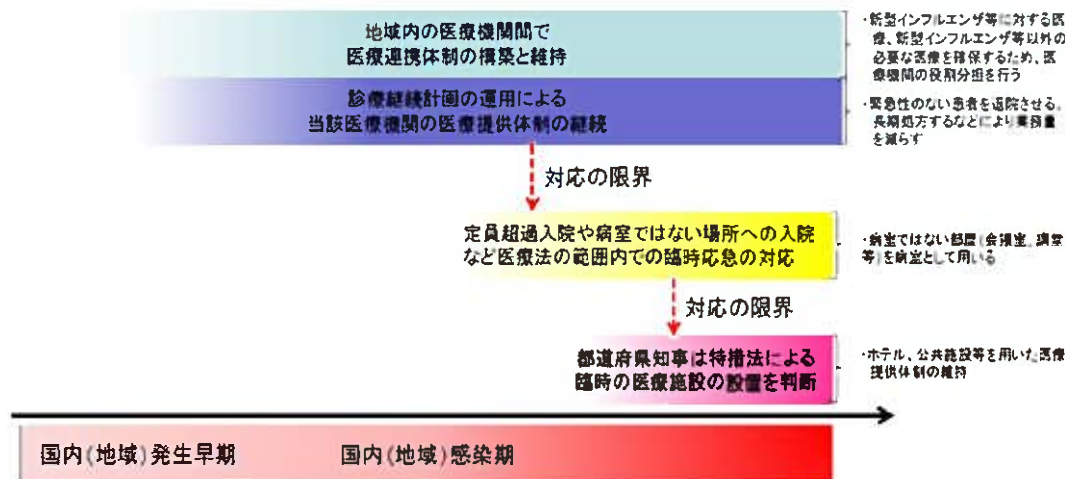
第4章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第3節 医療等の提供体制の確保に関する措置

- 医療等の確保（第47条）
 - 「医療」・・・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性の確保、救急患者等の搬送体制の確保など
 - 「医薬品の製造・販売」・・・抗インフル薬、ワクチンの製造販売のための体制整備等
 - 「医療機器の製造・販売」・・・人工呼吸器等の確保のための体制整備等を想定。卸の担う医薬品の運送体制も含まれる。
 - 臨時の医療施設等（第48条）
 - 土地等の使用（第49条）
 - 臨時の医療施設を開設するための土地、家屋又は物資の使用について規定
-

国内感染期の医療体制確保の仕組み

- 未発生期に準備した地域における医療連携体制を活用するとともに、各医療機関における診療継続計画に基づき、業務量の調整等を行い医療提供体制の確保に努める。
- これらの対応を最大限行った場合でも患者等が増加し医療施設が不足する事態となった場合には臨時の医療施設の設置を検討する。臨時の医療施設設置には、以下の方法がある。



- 医療施設において病室ではない部屋（会議室、講堂等）を病室として用いる方法（医療法上の対応）
- ホテル、公共施設等を臨時の医療施設として用いる方法（特措法上の対応）

緊急事態宣言で変わること②

- 行政的な有用性
 - 他の都道府県への応援要求
- **世の中に対する強いメッセージ**
 - タイミングよく出すことが大事